

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 20 日
横浜地方裁判所第 3 民事部
裁判所書記官 西 村 克 己

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 24 日から 令和 8 年 9 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 8 年 10 月 6 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8 年 10 月 19 日 午後 1 時 10 分 横浜地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 13 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所所定の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 20 日から当庁物件明細等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,960,000 1,568,000	一括	392,000	38,558	12,520
1	1,600,000				
2	30,000				
3	330,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市港南区笹下六丁目
地 番 2801番168
地 目 宅地
地 積 77.05平方メートル
共有者 A 持分10分の3
- 2 所 在 横浜市港南区笹下六丁目
地 番 2801番169
地 目 宅地
地 積 1.60平方メートル
共有者 A 持分10分の3
- 3 所 在 横浜市港南区笹下六丁目2801番地168
家屋 番号 2801番168
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 39.74平方メートル
2階 33.04平方メートル
共有者 A 持分10分の3



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 15 日

横浜地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 西 村 克 己

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件共有者 A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1～3】

本件土地、建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市港南区笹下六丁目
地 番 2801 番 168
地 目 宅地
地 積 77.05 平方メートル
共有者 A 持分 10 分の 3
- 2 所 在 横浜市港南区笹下六丁目
地 番 2801 番 169
地 目 宅地
地 積 1.60 平方メートル
共有者 A 持分 10 分の 3
- 3 所 在 横浜市港南区笹下六丁目 2801 番地 168
家屋 番号 2801 番 168
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 39.74 平方メートル
2 階 33.04 平方メートル
共有者 A 持分 10 分の 3



令和 8 年(ヌ)第 27 号
令和 8 年 4 月 10 日受理
令和 8 年 4 月 24 日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所

執行官 野村 剛

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 横浜市港南区笹下六丁目
 地 番 2801 番 168
 地 目 宅地
 地 積 77.05 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 3

2 所 在 横浜市港南区笹下六丁目
 地 番 2801 番 169
 地 目 宅地
 地 積 1.60 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 3

3 所 在 横浜市港南区笹下六丁目 2801 番地 168
 家屋 番号 2801 番 168
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 39.74 平方メートル
 2 階 33.04 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 3

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり				
住 居 表 示	横浜市港南区笹下六丁目31番11号				
土 地	物件1, 2				
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1, 2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形 状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下 記 以 外 の 建 物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
そ の 他 の 事 項	対象物件はA持分10分の3のみである				
建 物	物件3				
種 類 , 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :				
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種 類 : 構 造 : 床面積 :				
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物共有者A（債務者） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上 記 以 外 の 敷 地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
そ の 他 の 事 項	対象物件はA持分10分の3のみである				
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 ☐ ある				
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	1 物件3建物には私が一人で住んでいます。共有者B、Cは私の両親で既に亡くなっています。共有者Dは私の妻ですが現在はここに住んでいません。(令和8年4月16日電話聴取) 2 共有者Dは10年以上ここに住んでおらず、所在も分からず、連絡も取れません。Dとの間に賃貸借契約などありません。 3 私の亡母C方に私の兄弟がいるようです。 4 物件3建物については、建築当初から防音材が使われていないようで、外の音がよく聞こえるように感じます。また、LDKのシンク前の床は、下の水道管が腐食した影響もあるのか抜けてしまっています。1階和室6畳に雨漏りがあります。また、同和室6畳の根太は大分傷んでいると思います。トイレの床は挠むため気をつけないと抜けそうな状態です。 5 物件3建物にソーラーパネルも屋根裏収納ありません。 6 近隣との間で土地の境界に関する争いはありません。 7 以前室内で猫を飼っていました。 8 キッチンのコンロが故障しています。 9 物件3建物の北側の基礎の下部分に穴が開いていて、そこから思われますが、室内にネズミが侵入してきます。 10 シンク下の扉は壊れています。 11 インターフォンが壊れています。 (令和8年4月22日聴取)

執行官の意見
■ 1 受命物件の状況および占有関係は、関係人の陳述および立入調査の結果により、前記記載のとおりと認めた。 2 物件3建物には関係人の陳述にある以外にも床の挠み、ガラスの亀裂、クロスの剥がれ、亀裂、浴室天井の傷みなど、経年等によるものと思われる劣化が見られた。 3 物件1、2土地は一团土地となっており、物件1、2土地間の境界は不明瞭である。 4 物件1、2の一团土地上の北西付近と南西付近に基礎の無い簡易物置が存在する。 5 物件1、2の一团土地の南西角付近のブロック塀に隙間が見られた。 6 評価人の調査によると物件1、2の一团土地は、南側で市道に接しており、現況も同じく南側で公衆用道路に接している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月14日(火) 11:30-11:37	横浜地方法務局神奈川 出張所	登記事項証明書等交付申請
令和8年4月14日(火) 13:10-13:21	目的物件所在地	外観調査 写真撮影 不在通知書投函
令和8年4月16日(木) 10:05-10:10	電話聴取	債務者から事情聴取
令和8年4月22日(水) 15:50-16:50	目的物件所在地	債務者と面談・事情聴取 外観調査 立入調査 写真 撮影 [評価人同行]
令和年月日() :-:		
令和年月日() :-:		
令和年月日() :-:		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

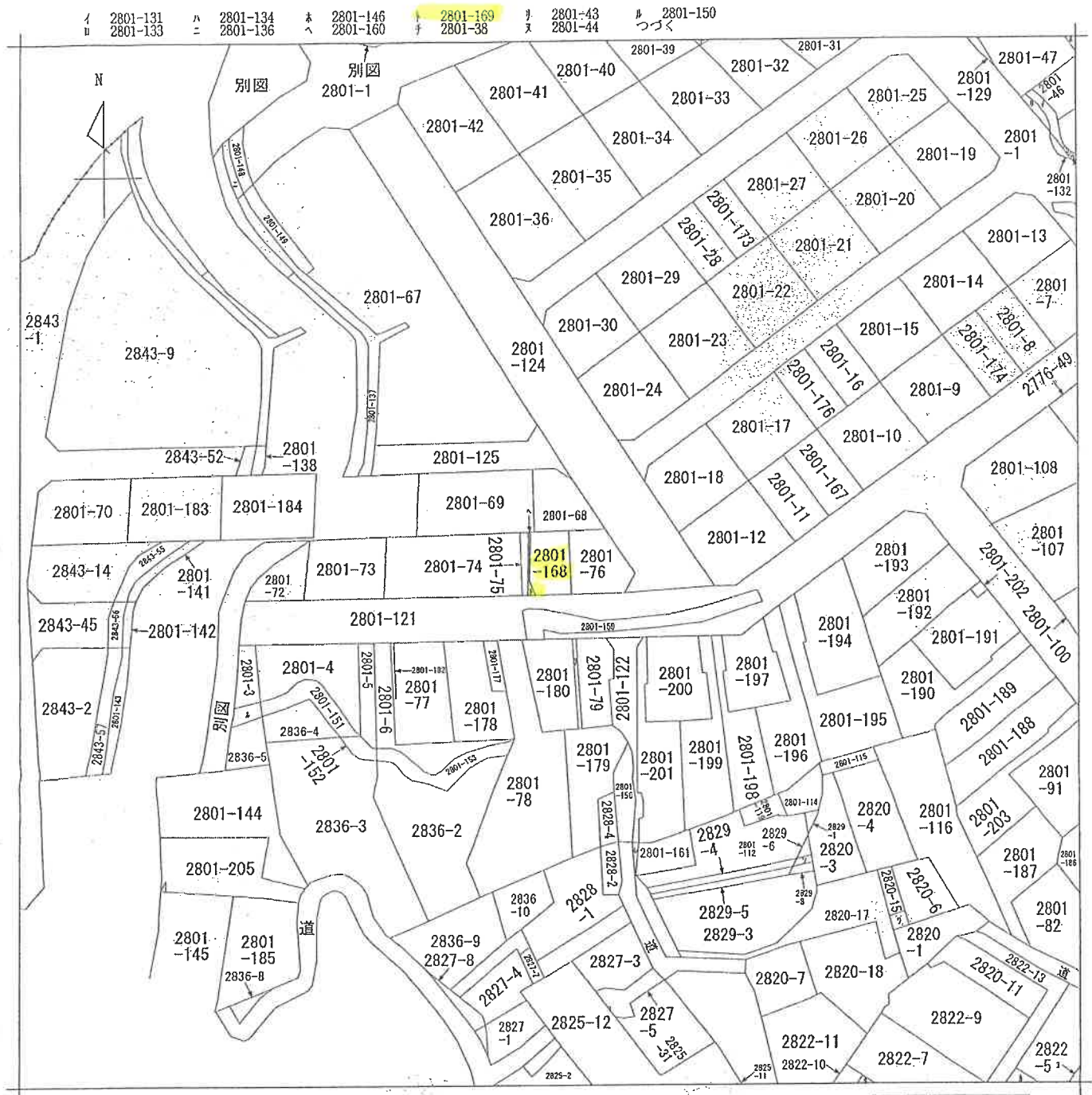
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 笹下6丁目

請 求 部 分	所 在 横浜市港南区笹下六丁目				地 番 2801番168			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局栄出張所管轄)

令和8年2月3日

東京法務局新宿出張所

登記官

請求番号: 14-1

(1/2)

(5 枚目)

本図面は、A5判をA4判に縮小したものである。

ラ 2801-181
ワ 2820-16
カ 2822-3
コ 2822-4
ク 2822-6
レ 2801-166
ロ 2829-7

登記年月日：平成2年8月22日

153009

153009

前2801-75後2801-75-169 後新同一
地 番 2801-169-75 地 積 測 量 図
土地の所在 横浜市中区港町六丁目

これは図面に記載されている地積を証明した書面である。
(横浜地方裁判所米田裁判所管轄)
令和8年2月3日 東京法律事務所 田中 隆司

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記官

三 斜 求 積 表

地 番	NO	底 辺	高 さ	倍 率	面 積	地 積
(B)2801-169	1	3.28 x 全 計 面積数	0.98 = 3.214400		3.214400	1.60 m ²
(A)2801-75		公 積 率 105.6348000			1.6072000 m ²	104.02 m ²
		総 計 地 積 数 104.0276000			31.4683	

(面積単位)

作製者

3月1日(作製)

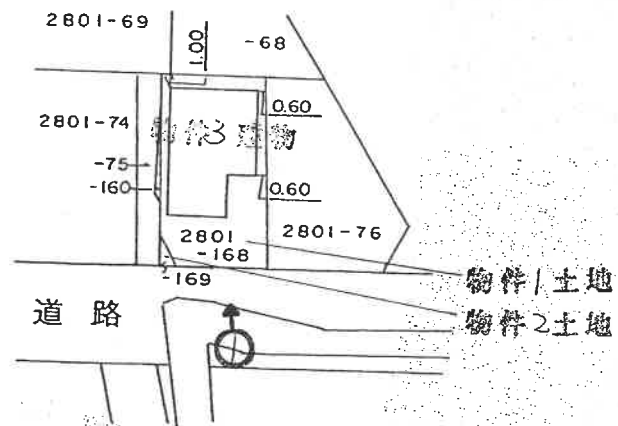
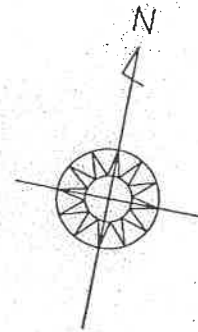
申請人

縮尺 1/250

(目加付)

写真撮影方向図

←○は写真撮影位置・方向



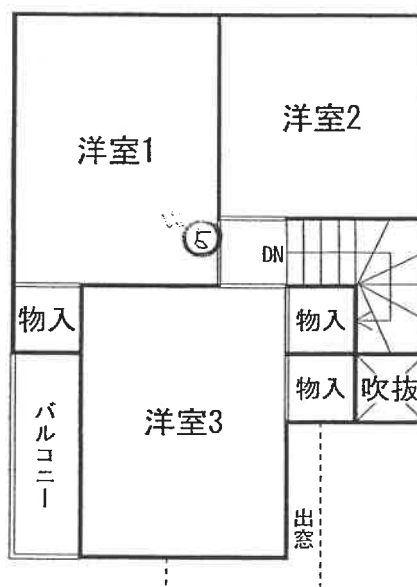
←○は写真撮影位置・方向

間 取 図

1 階



2 階



令和8年（又）第27号



①



②



③



④



⑤

令和 8 年 (ヌ) 第 27 号
令和 8 年 4 月 22 日 現地調査
令和 8 年 5 月 12 日 評 価

横浜地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
栗山 亮

第 1 評価額

一 括 価 格（合計）	
金 1, 9 6 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 1, 6 0 0, 0 0 0 円
物 件 2（土地）	金 3 0, 0 0 0 円
物 件 3（建物）	金 3 3 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 乃至 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1、2 の内訳価格は物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
3		(住居表示) 笹下六丁目31番11号
特 記 事 項		
評価対象は、各物件の共有持分10分の3である。		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 横浜市港南区笹下六丁目

地 番 2801 番 168

地 目 宅地

地 積 77.05 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 3

2 所 在 横浜市港南区笹下六丁目

地 番 2801 番 169

地 目 宅地

地 積 1.60 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 3

3 所 在 横浜市港南区笹下六丁目 2801 番地 168

家屋 番号 2801 番 168

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 39.74 平方メートル
2 階 33.04 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 3

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R 根岸線「洋光台」駅の北方約1.4km（道路距離） 最寄バス停「グリーントウン中央」より徒歩約2分 （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	中規模一般住宅が多い丘陵地の分譲住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% 指定なし 第1種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模 形状 間口・奥行 地勢	物件1：77.05㎡、物件2：1.60㎡ 合計：78.65㎡ ほぼ長方形 間口約6.5m、奥行約12m ほぼ平坦
接面道路の状況	南側にて、幅員約6.5mの舗装市道（建築基準法第42条1項）とほぼ等高から約0.8m高位に、約6.5m接面する。	
土地の利用状況等	物件3の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり	
供給処理施設	上水道 ガス 下水道	あり あり あり
特記事項	◇敷地の境界について、争いはないとのことである。 ◇境界標等の確認ができたのは道路側の屈曲点に限られたが、敷地の形状や規模は概ね地積測量図のとおりと判断した。 ◇敷地の南西端及び北西端には、簡易物置が存する。 ◇最低敷地面積が125㎡に指定されている地域であり、本件敷地は最低敷地面積を下回る。しかし、平成8年5月9日以前より建築物の敷地として利用されていた土地であることから、本件敷地での建物再建築は認められる可能性がある。 ◇本件土地は、横浜市の水害ハザードマップの浸水想定区域内にある。 ◇共有者 A 持分10分の3	

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成2年8月10日新築（登記記載）
	経 過 年 数	約36年
	経済的残存耐用年数	既に超過している。
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス、板等
	床	フローリング、畳等
	設 備	トイレ、浴室、キッチン等
	そ の 他	
床面積（現況）	1階：39.74㎡、2階：33.04㎡、延べ：72.78㎡	
現 況 用 途 等	種 類	居宅
	間 取 り	4LDK （附属資料「間取図」のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和8年4月22日内部立入調査 建物共有者Aが住居として使用している。	
特 記 事 項	◇1階キッチンのシンク前の床に穴が開いており、板が載せられていた。水道管の腐食による水漏れが原因とのことである。 ◇コンロが故障している。 ◇1階トイレの床が緩んでいたほか、1階廊下など床の撓みの感じる箇所が複数あった。 ◇1階和室の根太が傷んでいる可能性があるとのことである。 ◇雨漏りがあるとのことであり、1階和室の天井などに雨漏りによるものと思われる剥がれが見られた。 ◇浴室の天井には、損傷が見られた。 ◇壁や天井に防音材が入っておらず、外から音が聞こえやすいとのことである。 ◇建物の基礎の下部に隙間が空いており、室内にネズミが入り込むことがあるとのことである。	

特 記 事 項	◇2階洋室1は傾斜天井になっている。 ◇2階洋室1の窓の網ガラスには、ひび割れが見られた。 ◇過去に室内で猫を飼っていたとのことである。 ◇築年数の経過した建物であり、全体的に経年に伴う劣化や汚損等が認められた。 ◇登記上の床面積によると、本件建物は建蔽率と容積率が基準を超過しており、違反建築物の可能性がある。 ◇本件建物は、検査済証の交付を受けていない。 ◇共有者 A 持分10分の3 ◇共有者間で、土地や建物の使用につき、金銭のやり取りなどはないとのことである。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準 画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	174,000	100	174,000	×77.05	×0.9	= 12,070,000
		100				
2	174,000	100	174,000	×1.60	×0.9	= 250,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 横浜港南－9

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 & \text{公示地価格} & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\
 174,000 \text{ 円/㎡} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{100} & = & 174,000 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時点修正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準画地で補正の必要なし

◇地域格差：公示地の所在地域は対象地域に比し交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり

◇個別格差：最低敷地面積より規模は小さいが、流通性の観点から特段の格差はないと判断した。

◇建付減価：建付減価率を10％と判定した。

② 物件 3 (建物)

(主である建物)

目的建物は建築後約 36 年を経過する建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、再調達原価（1 m² 当り 270,000 円と査定）の 5% をもって主である建物の価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²)	現況延床面積 (m ²)	現価率	建 物 価 格 (円)
3	270,000	× 72.78	× 0.05	= 980,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、物件1及び2土地については土地利用権等価格を控除し、物件3建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	12,070,000	×	0.1	場所的利益 = 1,210,000
2	250,000	×	0.1	場所的利益 = 30,000
合 計				= 1,240,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	共有 持分	占有 減価 修正	市場性 修正	競売 市場 修正	その他 の控除 (円)	評 価 額 (円)
1	12,070,000	- 1,210,000	$\times \frac{3}{10}$		$\times 0.7$	$\times 0.7$		= 1,600,000
2	250,000	- 30,000	$\times \frac{3}{10}$		$\times 0.7$	$\times 0.7$		= 30,000
3	980,000	+ 1,240,000	$\times \frac{3}{10}$	$\times 1.0$	$\times 0.7$	$\times 0.7$	- 0	= 330,000
一括価格(合計)								1,960,000

占有減価修正：必要なし

市場性修正：不完全な所有権（共有持分）の売却であることや違反建築物の可能性があることから、-30%と判定した。

競売市場修正：-30%と判定した。

その他の控除：必要なし

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 横浜港南-9

所 在：横浜市笹下六丁目 2801 番 10 「笹下 6-25-7」

価 格：174,000 円/㎡

位 置：J R 根岸線「洋光台」駅約 1.4 km

価 格 時 点：令和 8 年 1 月 1 日

地 積：168 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南東側 6.5m 市道

用 途 指 定 等：第 1 種低層住居専用地域（建蔽率 50%，容積率 80%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い丘陵地の分譲住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 7 年度）

物件 1 8, 3 4 4, 5 1 5 円 （持分 10 分の 3）

物件 2 1 7 3, 2 8 0 円 （持分 10 分の 3）

物件 3 1, 3 3 4, 6 0 9 円 （持分 10 分の 3）

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

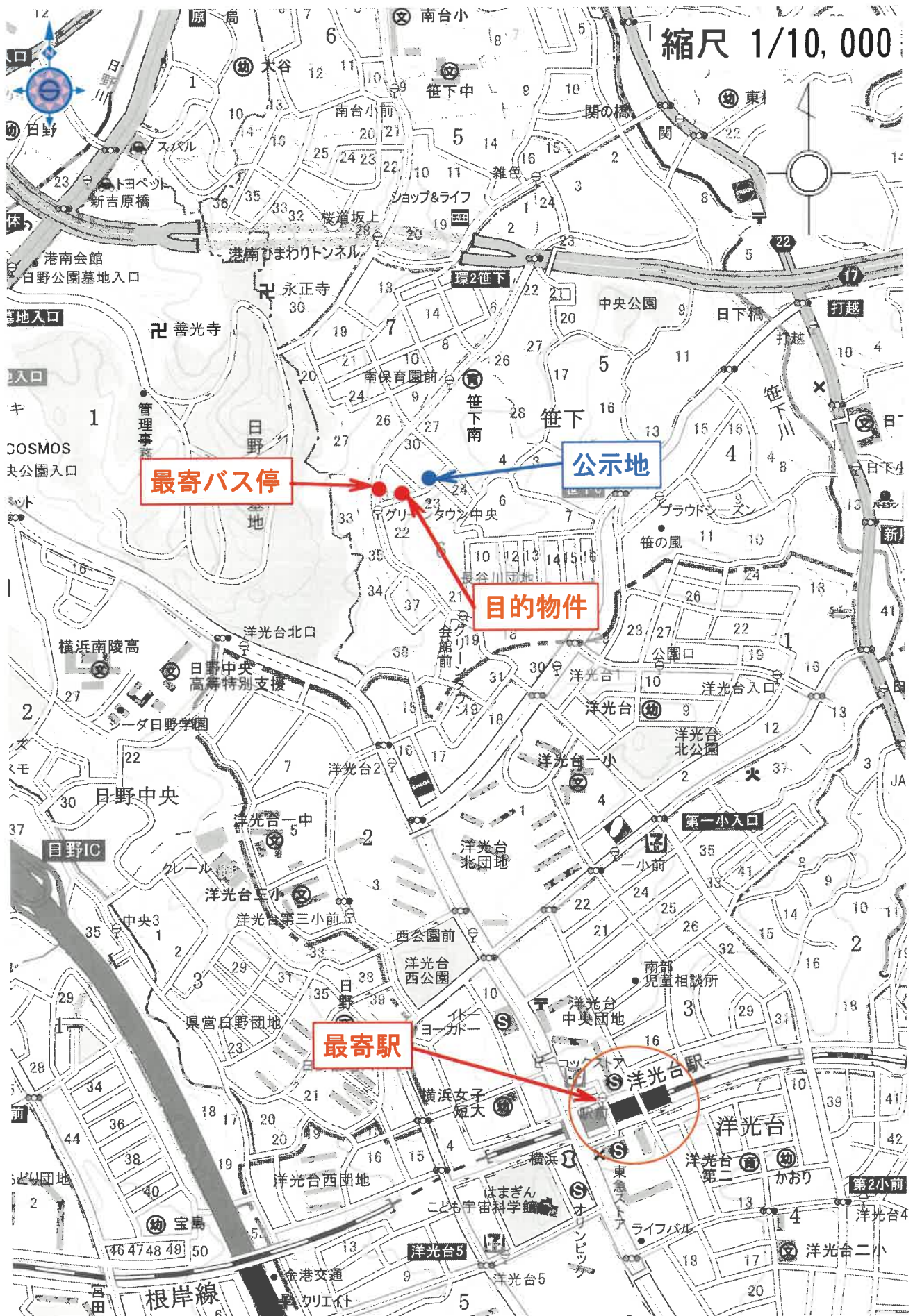
地積測量図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

間取図

以 上

位置図

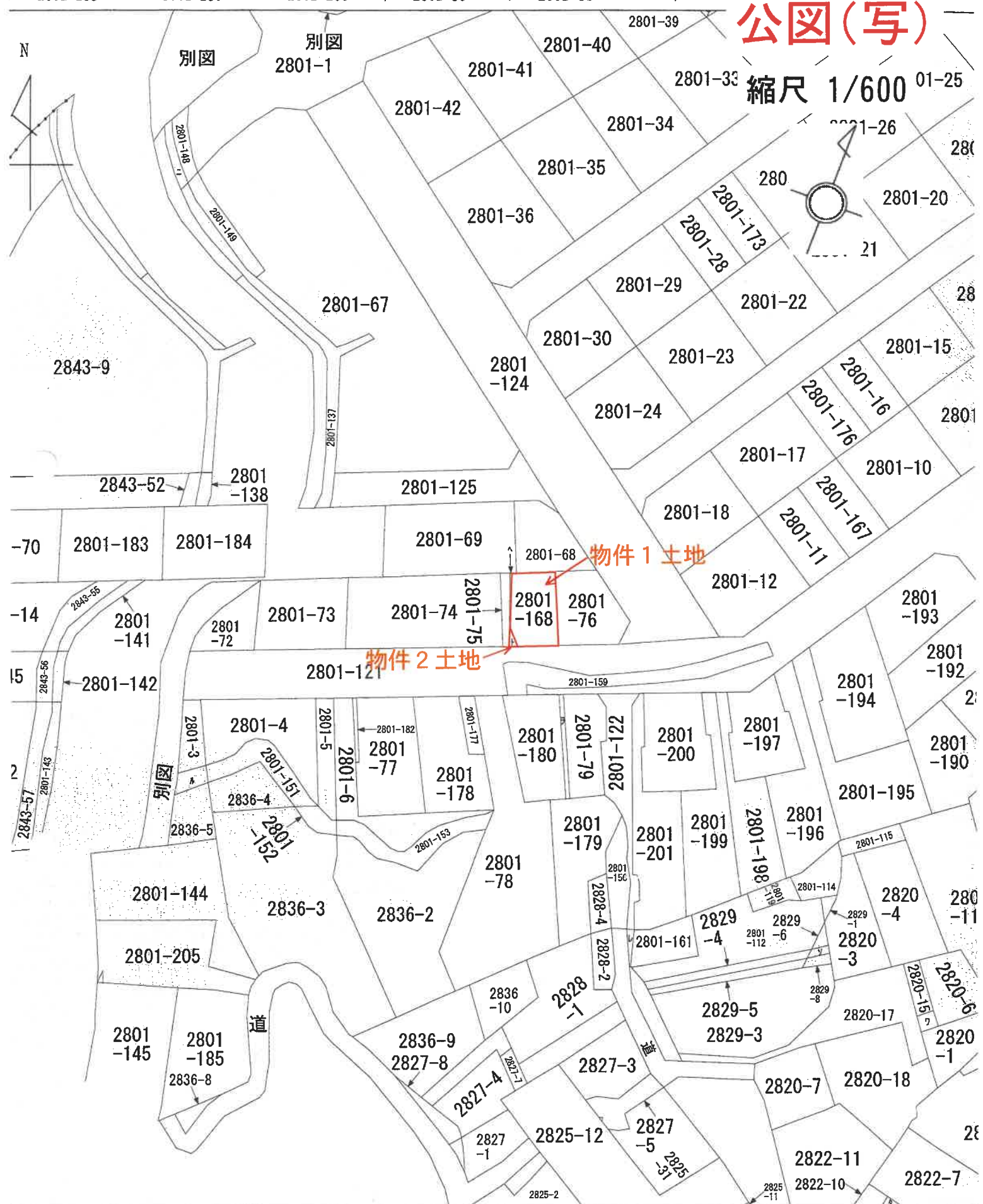


株式会社マッフル スーパーマッフル・デジタル24 (地図使用承認©マッフル第7-324号)

イ 2801-131 ハ 2801-134 ホ 2801-146 ト 2801-169 リ 2801-43 ル 2801-150
 ロ 2801-133 ニ 2801-136 ヘ 2801-160 チ 2801-38 ヌ 2801-44 ヅ つづく

公図(写)

縮尺 1/600



地積測量図 (写)

【本図面はA3判からA4判へ縮小したものである】

登記年月日：平成2年8月22日

153558

前2801-160 後2801-160-168 後新同一
地積測量図

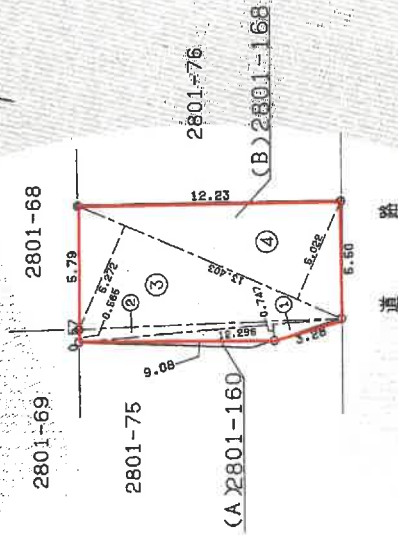
地番 2801-168

土地の所在 横浜市長南区下六丁目

三斜求積表

地番 NO	底辺	高さ	倍面積	地積
(B)2801-168	12.296 ×	0.747 =	9.185112	
	12.296 ×	0.565 =	6.947240	
	13.403 ×	5.272 =	70.680616	
	13.403 ×	5.022 =	67.309866	
	合計	154.102834		77.05 m ²
	面積	77.0514170 m ²		
	坪数	23.3080		
(A)2801-160	合計	78.9647000 m ²		
	公積地	77.0514170 m ²		
	残地	1.9132830 m ²		1.91 m ²
	坪数	0.5787		

物件 1



◎ 石
⊕ 旗
○ 刻

作製者 土地家屋調査士

年 8 月 17 日 作製

申請人

縮尺 1/250

(口頭説明)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局未出簿所管轄)
令和 8 年 2 月 3 日 東京法務局新信出張所

登記官

地積測量図 (写)

【本図面はA3判からA4判へ縮小したものである】

登記年月日：平成2年5月22日

153039

前2801-75後2801-75-169 後新同一地積測量図

地番 2801-169-75

土地の所在 横浜市港南区釜下六丁目

三斜求積表

地番	NO	辺	高さ	倍	面積	地積
(B)2801-169	1	3.28 X	0.98	二	3.214400	
		合計			3.214400	
		面積			1.6072000	1.60
		坪数			0.4861	
(A)2801-75		公積			105.6348000	
		合計			1.6072000	
		総面積			104.0276000	104.02
		坪数			31.4683	

物件 2



2801-69 2801-68

2801-169

2801-168

2801-74 (A)2801-75

(B)2801-169

道路

縮尺 1/250

作製者 土地家屋調査士

8月1日(作製)

申請人

(日 欄 5)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方支務局未出張所管轄)
令和8年2月3日 東京支務局新宿出張所

登記官

請求番号：14-3

建物図面・各階平面図（写）

【本図面はA3判からA4判へ縮小したものである】

(単位: 米)

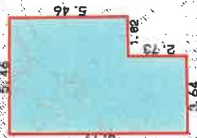
建物図面

家屋番号 2801-168

建物の所在 横浜市港南区笹下六丁目2801番地16.8

03C176 各階平面図

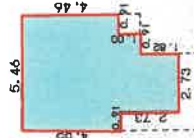
1 階



求積表

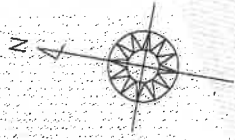
8.19 X 3.64	=	29.8116
5.46 X 1.82	=	9.9372
合計		39.7488
床面積		39.74 ㎡

2 階



求積表

4.55 X 0.91	=	4.1405
7.26 X 2.73	=	19.8744
5.46 X 0.91	=	4.9686
4.46 X 0.91	=	4.0586
合計		33.0421
床面積		33.04 ㎡



物件3建物

物件1土地

物件2土地

道路

申請人

縮尺 1/250

8月5日作製

作製者

(日製測社)

登記年月日: 平成4年9月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方司法局来出張所管轄)

令和8年2月3日

東京法務局新宿出張所

登記官

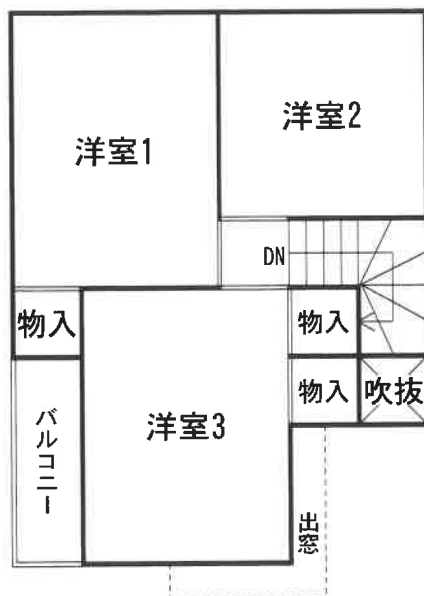
請求番号: 14-4

間取図

1 階



2 階



令和8年（又）第27号